

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランド認証制度認証基準

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークブランド認証制度実施要綱第4条に定める認証基準を以下のとおり定めるものとする。

1 栽培基準

ユネスコエコパークの理念である「人と自然の共生」に合致した方法で栽培されたものであることを示す、次の要件のいずれかに該当するもの。

- (1) 化学合成農薬の使用成分回数及び化学肥料の窒素使用量が、大分県または宮崎県農作物栽培慣行基準比5割以下であり、自然にやさしい栽培である次のいずれかの認証等を受けている作物。
 - ・有機農産物の日本農林規格（有機JAS認証）
 - ・環境保全型農業直接支払交付金交付対象
 - ・日之影町農産物認証制度

- (2) 別表1に掲げる地域で古くから栽培されている作物（伝統農林産品）。

(別表1)

作物名	品名	対象地域
かんきつ	シヤンス	豊後大野市緒方町
サフラン	サフラン	竹田市（阿蘇くじゅう国立公園エリア除く）
ちょろぎ	チョロギ	竹田市（阿蘇くじゅう国立公園エリア除く）
大豆	岡大豆	竹田市（阿蘇くじゅう国立公園エリア除く）
大豆	あさじり大豆	高千穂町土呂久
べにばないんげん	祖母山豆	高千穂町五ヶ所
とうもろこし	五ヶ所トウキビ	高千穂町五ヶ所
椎茸	原木椎茸	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク全域

【別表1の掲載基準】

項目	基準
来歴	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク地域の気候風土に育まれ、昭和30年代以前から祖母・傾・大崩ユネスコエコパークエリア内で栽培されている作物であること。
文化	種や苗、種菌が入手可能で、生産物が購入できること。
特性	当該作物固有の特性が明確になっていること。
栽培	環境と調和した伝統的な栽培を踏まえつつ、当該作物固有の特性が発揮される方法により栽培されていること。